

商品流通調査票 記入要領・記入例

- 1 調査対象は、貴事業所(工場)で実際に加工・製造した製品に限ります。
他の事業所(貴社の他事業所、元請・下請事業所など)から受け入れた製品を、加工せず「そのまま」出荷するものは対象外です。

【含まれる】(例外:製造行為とみなす)食料品の真空包装、医薬品の小分け

【含まれない】(軽度の加工)検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う加工

- 2 各項目は、数量 × 工場出荷価格(消費税抜き)で計算してください。
税込みと税抜きが混在する場合は、備考欄にその旨を記入してください。

※ 工場出荷価格とは、貴事業所(工場)が他事業者・販売店に出荷する際の価格(消費税抜き)を指します。

消費者が店頭で支払う小売価格ではありません。

【含まれる】酒税、揮発油税など個別消費税

【含まれない】積込料、運賃、保険料などの諸掛

- 3 記入困難な項目は、本社等に確認の上、記入してください。

<注意事項>

- 金額は千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。
- 御記入者の所属・氏名、電話番号は、記入事項の確認などの問合せに使用しますので、必ず記入してください。
- 生産している品目ごとに記入してください。
- 印字されていない品目を生産している場合は、別紙「商品流通調査品目一覧表」を参照し、空欄に品目・品目コード・生産額などを記入してください。
- 生産していない品目は、「貴事業所(工場)生産額」に「0」を記入し、品目欄に二重線を引いてください。

【記入例】

品目名	品目 1
	調味料
品目コード	22
消費税の扱い	① 消費税抜き
貴事業所(工場)生産額	1,295千円
うち貴事業所(工場)消費額	384千円
うち輸出向出荷額	136千円
うち国内向出荷額	775千円
消費地: 県内	30 %
うち、さいたま市	12 %
消費地: 県外	70 %
備考	R7.4.1~R8.3.31

⑨ 備考(記入例)

【記入の対象期間が異なる場合】

実際の対象期間を記入

(例)R7.4.1~R8.3.31で記入

【事業所の状況に特記事項がある場合】

休業中、操業準備中、操業開始後未出荷

【金額の記入方法が異なる場合】

税込み・税抜き混在、工場出荷価格以外の方法採用

貴事業所(工場)で調味料を生産している場合	
①	金額はできる限り消費税抜きで記入してください。
②	貴事業所(工場)生産額 令和7年1月1日~12月31日に、生産した調味料の年間生産額(工場出荷価格) → 1,295千円 【含まれる】貴事業所(工場)での生産額(貴事業所(工場)内で消費した分を含む) 【含まれない】他事業所に委託して生産したもの
③	うち貴事業所(工場)消費額 ②のうち、貴事業所(工場)で消費した分(原材料、研究開発用など)→ 384千円 【含まれる】貴事業所(工場)内で生産する他製品の原材料、研究開発用途での使用 【含まれない】他事業所に委託して生産したものや購入した原材料
④	うち輸出向出荷額 ②のうち、輸出向けとして出荷した分 → 136千円 【対象】直接輸出、または輸出商社等を通じた輸出
⑤	うち国内向出荷額 ②の生産額のうち、国内向けとして出荷した分 → 775千円
⑥	国内向出荷額の消費地のうち、県内の割合(さいたま市を含む) 「⑤国内向出荷額」全体のうち消費地が県内の割合 → 30%
⑦	国内向出荷額の消費地のうち、さいたま市の割合 「⑤国内向出荷額」全体のうち消費地がさいたま市の割合 → 12%
⑧	国内向出荷額の消費地のうち、県外の割合 「⑤国内向出荷額」全体のうち消費地が県外の割合 → 70%
★	国内向出荷額(100%) = ⑥消費地:県内割合 + ⑧消費地:県外割合

⑥~⑧の欄について

貴事業所(工場)で生産された製品が、最終的にどの地域の企業や消費者に消費(出荷)されたかの割合を記入してください。

※ 卸・小売業者など仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費先です。

- a. 部分品・中間製品の場合 → 同製品を原材料として用いる次工程の生産地の割合
- b. 最終製品の場合 → 同製品を購入して実際に使用する企業・消費者の所在地の割合
- c. 流通業者等に一括納入している場合 → 納入先に最終消費地を照会するなどして、地域の割合を把握

どうしても地域別データが把握できない場合には、御記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入してください。